

# 市全域における共通の景観形成基準

## ■1) 基本事項

### 景観形成基準

- 届出行為の場所（以下「行為地」という。）及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を調査し、景観形成の目標及び課題を明確にして、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成を行うこと。
- 届出行為の計画にあたっては、自然公園法（昭和32年法律第16号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等に基づく施策及び県の条例等に基づく景観形成に関する施策との整合を図ること。
- 届出行為は、地域の景観に著しい影響を与えることから、説明会の開催等により周辺住民との合意形成に努めること。

## ■2) 共通事項

### 景観形成基準

- 行為地を選定するときは、地域の優れた景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場から地域のシンボルとなる山岳、湖沼、歴史的建造物等への眺望の妨げにならないよう努めること。
- 行為地内に複数の建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。
- 行為地内には、できる限り地域の優れた景観を眺望できる快適な空間を視点場として整備するよう努めること。
- 設計にあたっては、遠景、中景、近景、近接景等、異なる視点からの検討を行うよう努めること。
- 設計にあたっては、四季の変化、終日の光の変化、夜景等を考慮するよう努めること。
- 行為地内における景観を損ねている要素の修景に努めるとともに、周辺の景観を損なうこととなる必要以上のデザインを行わないこと。

## ■3) 建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更

項目	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、建築物周辺の景観との調和に配慮した位置とする。</li> <li>●山頂、丘陵地の頂部等の従来の自然景観を著しく変化させるような位置への配置を避ける。</li> <li>●連続する街並み等の壁面線についての規則性がある場合を除いて、道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退する。</li> <li>●歴史的建造物等の保存に努め、行為地がそれらの優れた景観資源に近接する場合は、景観の保全に配慮した位置とする。</li> <li>●行為地が水辺に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退する。</li> <li>●行為地が都市部にある場合には、隣接する土地の利用形態と調和するよう歩行者に開かれたまとまりのある外部空間を創出できる位置とする。</li> </ul>
規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の街並みや自然景観と調和するよう、建築物の分割等によって規模を調整する。</li> <li>●行為地の周辺が林地である場合は、できる限り樹冠から突出しない高さとするように努める。</li> </ul>
形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせるような形態を避ける。</li> </ul>
意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ベランダ、バルコニー等は、建築物本体と調和したものとする等、建築物全体としてまとまりのある意匠とする。</li> <li>●単調な大壁面による圧迫感をなくす。</li> <li>●行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、またはこれと調和したものとする。</li> <li>●歴史的な建築物の改築または修繕にあたっては、建築物の材料の一部または外壁等の意匠の一部を保存し、または再生することによって歴史的景観の保全に努める。</li> <li>●設備機器を建築物の屋上または屋外に設置する場合は、目立たないように遮へいするか、建築物本体と調和したすっきりしたデザインとする。</li> <li>●建築物の外壁には、施設の名称等を除き必要以上の広告及び図画等を表示しないよう努める。</li> <li>●建築物への看板、広告幕及び広告塔の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、規模を必要最小限にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に努める。</li> <li>●道路等の公共空間から見通すことのできる外壁等は、公共性の高い部分として永く親しまれ、品位のある意匠となるよう配慮する。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外壁、屋根等には、けばけばしい色彩等の不快感を与える色彩を使用せず、四季を通じて周辺の街並みや自然景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。</li> <li>●マンセル表色系における彩度は以下のとおりとする。</li> </ul>

項目		景観形成基準	
色 彩		色相	彩度
		R・YR・Y系	5以下
		上記以外の有彩色	3以下
		ただし、アクセントカラー等の使用については、色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮し、かつ既存の町並み、又は相対的な周辺景観、周囲の環境条件及び敷地の条件等を慎重に考慮した上で、良好な景観形成に支障がないと判断される場合にはこの限りではない。	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●外壁、屋根等の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大とならないよう努める。</li> <li>●建築物に設置される設備機器及び屋上工作物並びに行為地内の屋外設備、附属工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺の景観との調和に努める。</li> </ul>	
素 材		<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の街並みや自然景観との調和に配慮した素材を使用する。</li> <li>●行為地が優れた自然景観の中にある場合は、反射性の高い素材を使用しない。</li> <li>●地域の自然素材または伝統的素材を使用するよう努める。</li> <li>●行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、歴史的建造物等に使用されている伝統的素材またはこれと調和したものをを使用するよう努める。</li> <li>●建築後、汚れや破損等によって景観を損なうことがないよう、耐久性、耐候性、退色性、エイジング効果等を考慮した素材を使用する。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物との調和を図りながら、行為地内ではできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生垣とするよう努める。</li> <li>●樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、保存または移植によって修景に活かすように努める。</li> <li>●周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物から樹種を選定する。</li> <li>●高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行う。</li> <li>●道路等の公共空間に面する外壁等の前面については、建築物が周囲に与える圧迫感を和らげるよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努める。</li> </ul>	
そ の 他		<ul style="list-style-type: none"> <li>●屋外駐車場は、出入口を限定し、生垣等によって安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮するとともに、場内の高木の植栽に努める。</li> <li>●屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないよう光源の種類、位置、光量及び照射特性に配慮する。</li> <li>●行為地が都市部にある場合には、道路境界線から後退すること等により生じた空間は、道路等の公共区間と一体となった解放的な空間として整備するよう努める。</li> <li>●行為地内における電線類は、地中化等の無電柱化に努める。</li> </ul>	

■4) 工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更

項目		景観形成基準	
位 置		<ul style="list-style-type: none"> <li>●従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、工作物周辺の景観との調和に配慮した位置とする。</li> <li>●山頂、丘陵地の頂部等の従来の自然景観を著しく変化させるような位置への配置を避ける。</li> <li>●道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退する。</li> <li>●行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その景観の保全に配慮した位置とする。</li> <li>●行為地が水辺に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退する。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の街並みや自然景観と調和するよう、工作物の分割等によって規模を調節する。</li> <li>●行為地の周辺が樹林地である場合は、できる限り樹冠から突出しない高さとするよう努める。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせるような形態を避ける。</li> <li>●工作物を構成する部材数を整理し、すっきりとした形態とする。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●工作物全体として秩序ある意匠とする。</li> <li>●単調な大壁面による圧迫感をなくす。</li> <li>●行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、またはこれと調和したものとする。</li> <li>●歴史的な工作物の改築または修繕にあたっては、工作物の材料の一部または意匠の一部を保存し、または再生することによって歴史的景観の保全に努める。</li> <li>●工作物とそれらに附属するさく等の表面には、施設の名称等を除き必要以上の広告、図画等を行わない。</li> </ul>	
色 彩		<ul style="list-style-type: none"> <li>●工作物の表面には、げばげばしく不快感を与える高彩度の色彩を使用せず、四季を通じて周辺の街並みや自然環境と調和した落ち着いた落ち着きのある低彩度の色彩を基調とする。</li> <li>●工作物の表面の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大にならないよう努める。</li> <li>●工作物の支持柱はマンセル値 5YR2/1 または近似色とするよう努める。</li> </ul>	
素 材		<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の街並みや自然景観との調和に配慮した素材を使用する。</li> </ul>	

項目	景観形成基準
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行為地が優れた自然景観の中にある場合は、反射性の高い素材を使用しない。</li> <li>●地域の自然素材または伝統的素材を使用するよう努める。</li> <li>●行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、歴史的建造物等に使用されている伝統的素材またはこれと調和したものを使用するよう努める。</li> <li>●建築後、汚れや破損等によって景観に支障が生じることがないように、耐久性、耐候性、退色性、エイジング効果等を考慮した素材を使用する。</li> </ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工作物との調和を図りながら、行為地内はできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生垣とするよう努める。</li> <li>●樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、保存または移植によって修景に活かすように努める。</li> <li>●周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物から樹種を選定する。</li> <li>●高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行う。</li> <li>●道路等の公共空間に面する壁面等の前面については、工作物が周囲に与える圧迫感を和らげるよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努める。</li> </ul>

#### ■5) 開発行為

項目	景観形成基準
土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地形の改変をできる限り少なくし、従来地形を活かしたものとする。</li> <li>●景観形成上支障を生じる土地の不整形な分割または細分化を行わない。</li> </ul>
土地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行為地内はできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生垣とするよう努める。</li> <li>●樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、保存または移植によって修景に活かすように努める。</li> <li>●周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物から樹種を選定する。</li> <li>●高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行う。</li> </ul>
法面の外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>●長大な法面または擁壁を生じさせないように配慮する。</li> <li>●法面は、できる限り緩やかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させる。</li> <li>●周辺の植生との調和に配慮した法面の緑化を行う。</li> <li>●擁壁は、圧迫感のある垂直擁壁を避け、できる限り低いものとする。</li> <li>●擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を活かしたものとするとともにできる限り緑化に努め、描画等を行わない。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●調整池の建設、埋立または干拓にあたっては、護岸、堤防等を周辺の景観と調和するよう形態、素材、植栽等を工夫する。</li> <li>●行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用する。</li> </ul>

#### ■6) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

項目	景観形成基準
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行為地外からの出入口は、最小限に限定する。</li> <li>●行為地の周囲への樹木の植栽等によって、周囲の道路等からの遮へい措置を講じる。</li> </ul>
跡地の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>●長大な法面または擁壁を生じさせないように努める。</li> <li>●法面は、できる限り緩やかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させる。</li> <li>●擁壁は、圧迫感のある垂直擁壁を避け、できる限り低いものとする。</li> <li>●擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を活かしたものとするとともにできる限り緑化に努め、描画等を行わない。</li> </ul>
跡地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化を行う。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主要な視点場及び主要な道路からできる限り見えにくくなるよう、掘採または採取の位置及び方法を工夫する。</li> <li>●行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用する。</li> </ul>

#### ■7) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	景観形成基準
集積または貯蔵の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●集積または貯蔵は、主要な視点場及び主要な道路からできる限り見えにくい位置とする。</li> <li>●集積または貯蔵にあたっては、高さをできる限り低く抑え、整然と行う。</li> </ul>
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行為地外からの出入口は、最小限に限定する。</li> <li>●行為地の周囲への樹木の植栽等によって、周囲の道路等からの遮へい措置を講じる。</li> </ul>